

南海トラフ地震等の事前防災、感染症蔓延下での災害対応の課題について

現状、対応や検討が十分でない課題について、事前にWG委員から意見聴取し下記の通り整理。これを踏まえ、今後の実施事項、検討事項、検討の進め方等について審議。

1. 南海トラフ地震等の事前防災

大規模地震対策については、各特措法に基づく対策推進基本計画、応急対策活動計画等が策定され、対策が進められているところであるが、以下について更なる検討が必要。

<大規模地震対策(全般)>

- ① 災害対応のシナリオの想定として、早期かつより良い復旧・復興を実現するためには、**災害がれきの撤去、仮設住宅の設置、復興計画の検討等**、応急対策活動計画期間以降の対策も重要であることから、発災後、起こりうる事象について半年、1年といった**長い期間のシナリオも検討し、対策を検討**することが必要。また、**地震後の水害等、複合災害のシナリオも想定した対策**検討や対応訓練が必要。
- ② 地震対策として、津波による浸水が想定される区域を含め、**住宅・ブロック塀の耐震化、家具の固定等、個々人で行う対策が重要**であり、これらを一層進めることが必要。
- ③ 水害のみならず地震対策においても、津波・地震火災・液状化等、土地利用の観点から対応すべき被害も発生することから、**マルチハザードに対応した土地利用を進め災害に強いまちづくりを促進**することが必要。
- ④ 発災後の避難生活の場となる避難所運営に関しては、十分な避難所の確保が困難な場合を勘案し、**在宅避難・縁故避難等の分散避難を積極的に推進**するとともに、避難所へ優先的に避難すべき対象者の明確化や、**現状の避難所を在宅・縁故避難者も含めた被災者支援拠点として転換を図る**等、避難支援のあり方についての検討が必要。また、広域避難を含めて、避難所運営に関する都道府県の役割のあり方について検討していくことが必要。
- ⑤ 災害対応の意思決定のレベルアップに向け、過去の災害の様々なデータや、人の動きや建物・土地利用状況等のリアルタイムのデータを用いて、**次に起こりうる事象の想定を行うなど、災害対応の支援に資するシステムの実用化**に向けた調査検討を進めるべき。

南海トラフ地震等の事前防災、感染症蔓延下での災害対応の課題について

＜南海トラフ地震＞

- ① 南海トラフ地震発生のおそれがある場合、**臨時情報が発表**（警戒宣言が発令）されることとなっており、発表された場合のガイドラインが策定されているが、**経済活動への影響や国民生活の混乱、一時的な活動停止のあり方、長期化した場合も念頭に、より具体的な対応の検討が必要。**
- ② 南海トラフ地震の被害は広域にわたり、物流や電力を始めとするライフラインの広域・長期の途絶、サプライチェーンなど産業への影響が懸念される。**ライフライン、インフラの相互依存性も考慮した課題、ボトルネックを探し、電力インフラの強化、民有岸壁・工業用水等の産業インフラの対策、海上交通機能維持のための港湾インフラの強化、企業における対策促進が必要。**
- ③ 災害後の応急対応に際し、**資機材、人員等のリソースの絶対的不足が生じ、ライフラインの復旧も想定以上に時間を要する可能性**がある。仮設住宅供給も不十分。これらの事前防災対策が必要。
- ④ 従来の地震火災のみならず、**津波火災のような、南海トラフ地震で発生するおそれのある災害で、知見が不十分なものについて、さらなる調査検討を進めることは必要。**

＜首都直下地震＞

- ① **首都に主要機関が集積**しているため、それらの機関の**主要施設についてハード・ソフト面での強靱化を進めるとともに、機能分散についても検討することが必要。**
- ② 発災後の消火活動や人命救助活動を担う**緊急車両の円滑な通行等**に向け、自動車交通の規制の実現性向上に向けた対策や迅速な道路啓開のための体制確保が必要。
- ③ **地震火災**による延焼被害を抑制するため、**木造密集地の不燃化の促進に加え、火災発生への覚知、避難のための情報提供の充実が必要。**また、消火活動が容易ではない**高層ビル・マンションにおける火災対策が必要。**
- ④ エレベータの閉じ込めが相当数に上り、救出に長時間を要し命に係わる恐れもあることから、**地震時のエレベータの閉じ込め防止対策の推進が必要。**
- ⑤ **帰宅困難者対策**については、現在確保している**一時滞在施設**については訓練等を通じて**実働の確実性を向上させるとともに、災害弱者（高齢者、妊婦など）への配慮した対応が必要。**また、企業等のさらなる協力により**会社に留まり帰宅者を減らす等の取組を進めることが必要。**

南海トラフ地震等の事前防災、感染症蔓延下での災害対応の課題について

2. 感染症蔓延下での災害対応

感染症を考慮した避難所運営のための対応策についてはガイドラインを策定したところであるが、避難所運営以外の、感染症を考慮した災害対応について検討が必要。

- ① **医療機関**において感染症対策を進める中、膨大な被災者対応が発生することから、**災害医療現場における感染症対策の負荷対応、搬送計画、施設の受け入れ区分を含む感染症医療と災害医療のリソース配分、他地域からの支援の充実**などについての検討が必要。
- ② 感染症は、災害対応を含む社会の重要な機能への影響も大きいことから、**感染症を考慮した防災に関する各種計画の見直し、民間事業者におけるBCPの策定、地域包括ケアシステムの推進、対応する人材育成等**を進めるなど、平時から備えることが必要。また、感染症にかかる知見に応じて対応できるよう、資源の余力を備えることが必要。
- ③ **感染症に対応する避難所等の物資等の備蓄**を進めるとともに、コロナ対応で講じた避難所の離隔確保や仕切り等は、コロナ終息後もプライバシー確保等避難所の水準として維持されるべきものであり、これを前提に、**避難所設備の充実、避難所の確保(在宅避難・縁故避難、ホテル・旅館活用を含む)**等を進めることが必要。
- ④ 感染症を恐れ避難すべき人が避難をためらうことが無いよう、**避難所での感染症対策をきめ細やかに実施・公表する等、安心して避難できる対策(リスクコミュニケーション)**を進めることが必要。
- ⑤ 災害医療の中核となる**基幹病院の機能確保のための対策(耐震化、ライフライン確保)**を進めることが、自然災害に対する強靱化に繋がっていく。